

国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程

平成16年4月1日

達示第84号制定

(前略)

第2章の2 育児短時間勤務

(育児短時間勤務)

第14条の2 教職員は、小学校第3学年の終期を経過するまでの子を養育するため、大学に申し出ることにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務の申出をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了又は撤回の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日(国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第11条に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。)とし、週休日以外の日において午前8時30分から正午までの3時間30分勤務すること。
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき午後1時から午後5時~~15分~~までの4時間~~15分~~勤務すること。
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき~~7時間45分~~勤務すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が~~19時間35分~~から~~24時間35分~~までの範囲内の時間となるように大学の定める勤務の形態

(中略)

(育児短時間勤務教職員についての給与規程の特例)

第14条の8 育児短時間勤務教職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条	による	によるものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号。以下「育児・介護休業等規程」という。)第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第7条第2項及び第8条第2項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第10条第4項、第24条	勤務時間等規程	育児・介護休業等規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程

及び第27条 第1項		
第23条第1 項	支給する	支給する。ただし、育児・介護休業等規程第14条の2第1項に規定する育児短時間勤務をしている教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <del>8時間</del> <b>7時間45分</b> に達するまでの間の勤務にあっては、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする

（中略）

（育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の特例）

第14条の9 育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間等規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	とする	とする。ただし、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(平成16年達示第84号)第14条の2第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をする教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）の1週間及び1日当たりの勤務時間は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第4条第1項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の勤務の始業及び終業の時刻は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第11条	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の週休日は、当該育児短時間勤務の内容に従って定める
第16条第1 項	ことがある	ことがある。ただし、当該教職員が育児短時間勤務教職員である場合にあっては、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が <del>20時間</del> <b>19時間35分</b> から <del>25時間</del> <b>24時間35分</b> までの範囲内の時間となるように勤務時間を割り振るものとする
第21条第1 項	とする	とする。ただし、育児短時間勤務教職員の年次休暇の日数は、当該育児短時間勤務の内容を考慮して別に定める

（中略）

附 則（平成20年達示第76号）

- この規程は、平成20年2月4日から施行する。
- 第4条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（次項において「育児・介護規程」という。）第13条及び第39条の規定は、平成19年8月1日から適用する。
- この規程の施行の際現に第4条の規定による改正前の育児・介護規程第15条第2項（国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第58条において準用する場合を含む。）の規程による育児早退休業をしている教職員については、第4条の規定による改正後の育児・介護規程第15条の規定による育児部分休業をしている教職員とみなす。

**附 則**

**この規程は、平成21年4月1日から施行する。**